

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

ページ

## 告 示

○県営土地改良事業の換地処分

○道路の区域変更

○土地改良区の定款変更の認可

## 公 告

○開発行為に関する工事の完了

## 人 事 委 員 会

○第九十九回警察官A採用試験の実施

○第百回警察官A採用試験の実施

○第百一回警察官B採用試験の実施

## 告 示

○宮城県告示第百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和二年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

荒浜北部地区荒浜北部分区

二 処分の年月日

令和二年二月十七日

○宮城県告示第百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年三月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 花泉追線

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
登米市中田町石森字若林二九七番一地先から 同市中田町石森字若林二五三番三地先まで	四・八〇七・二	一一・七〇二・一	一一三・〇	一一三三・〇

○宮城県告示第百四十八号

黒沢尻用水路土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年二月十九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年三月三日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 千 葉 隆 政

## 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

東松島市小松字沖砂利前六十七番五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

大和町吉岡字西原二十一番地の九 西原宿舍三  
号棟四百二号

寺本 博幸

### 人事委員会

○第九十九回警察官A採用試験を別冊一のとおり実施する。

令和二年三月三日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○第百回警察官A採用試験を別冊二のとおり実施する。

令和二年三月三日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○第百一回警察官B採用試験を別冊三のとおり実施する。

令和二年三月三日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一